

永田会計FAX通信 平成26年7月17日発行

永田経営グループ

TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikai.co.jp
URL http://www.nagatakaikai.co.jp
株式会社 シェアオフィス長崎
〒850-0027 長崎市桶屋町16 2F
http://www.sonagasaki.com
セミナー室予約担当者直通
TEL 080-6464-1833
受付時間(9:00~17:00)

★シェアオフィスを
★平成26年9月に開業します!★

永田経営グループでは平成26年9月に長崎市桶屋町(長崎警察署裏)にシェアオフィスを開業します。起業家の事務所として、個人の勉強部屋として、県外法人の長崎営業所や商談の打合せ場所などにご利用頂けます。またご要望により私たちの経営支援ノウハウをご提供し、創業間もない方の事業活動が円滑に進むようにサポートする体制も整えております。

公会堂前電停から徒歩2分!



見学会 申込書

お名前 _____

ご住所 _____

お電話番号 _____

見学希望日 第1希望日 _____ 月 _____ 日 () _____ 時 _____ 分から

第2希望日 _____ 月 _____ 日 () _____ 時 _____ 分から

※見学会は毎週金曜と土曜の両日午後14:00~16:00で開催予定です。
見学会ご希望の方は、上記をご記入の上 **FAX: 827-3658** までお送り下さい!
金曜・土曜以外をご希望の場合でもご記入下さい!

新規会員募集中!!!

開館時間

▼ブーススペース

- 平日 9:00~21:00
- 土曜 9:00~13:00

▼コミュニティスペース

- 平日 9:00~19:00
- 土曜 9:00~13:00

(但し、セミナー等開催のためご利用できない場合があります)

○休館日 日・祭日

料金等

- 入会金 14,000円(税抜)
- 保証金 14,000円(税抜)
- 会費 14,000円(税抜)

無料施設

- 無線LAN ○エアコン ○机・いす
- コピー機 ○テラス(コミュニティスペースとして、喫煙スペースとしてご利用できます)
- 給湯ポット ○冷蔵庫 ○電子レンジ

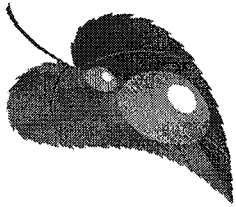
有料施設

(ご予約頂いた方が優先的にご利用できます)

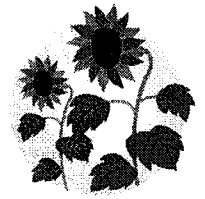
- 各セミナー室(8:30~22:00)
- 個人用ロッカー
※数に限りがあります。

○システムキッチン

(ガス器具利用は事前に利用申請が必要です)



有期契約労働者等の正社員転換や 人材育成に活用できる助成金



有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む事業主を支援するための助成金について、平成26年3月より一部助成額などが拡充されています。そこで今回は、比較的活用しやすいキャリアアップ助成金についてご紹介しましょう。

正規雇用等転換コース

これは、正規雇用等に転換又は直接雇用する制度を規定し、有期契約労働者を正社員に転換した場合等に助成されるものです。具体的に対象となる者としては、有期労働契約期間が通算して6ヶ月以上（無期雇用へ転換する場合は6ヶ月以上3年未満）の有期契約労働者や、雇用期間が6ヶ月以上の無期雇用労働者等になります。今回の拡充により、①と③については平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間、助成額が引き上げられています。

- ①有期→正規：1人当たり50万円（※大企業：40万円）
- ②有期→無期：1人当たり20万円（※大企業：15万円）
- ③無期→正規：1人当たり30万円（※大企業：25万円）

- ・1年度1事業所当たり15人まで（②は10人まで）
- ・対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円②5万円③5万円を加算
- ・平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合、1人当たり10万円を加算（加算額は中小企業・大企業ともに同額）

人材育成コース

これは、有期契約労働者等に一般職業訓練（Off-JT）又は有期実習型訓練「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせたものを行った場合に助成されるものです。助成内容としては賃金助成と経費助成があり、今回の拡充により、Off-JTについて訓練時間数200時間以上の場合の経費助成額が引き上げられています。助成額をまとめると右表のとおりとなります。

企業規模	賃金助成 1人1時間 当たり	Off-JT 経費助成			OJT 賃金助成 1人1時間 当たり
		訓練時間数が 100時間 未満	100時間 以上 200時間 未満	200時間 以上	
中小企業	800円	10万円	20万円	30万円	700円
大企業	500円	7万円	15万円	20万円	

※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円

これらの助成金を受給するためには、雇用保険適用事業所ごとにキャリアアップ管理者を置き、対象労働者についてキャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受ける必要があります。またキャリアアップ計画は、原則、コース実施の前日から起算して1ヶ月前（訓練計画開始の日の前日から起算して1ヶ月前）までに提出することになっています。

上記の内容のほか、さまざまな要件が設けられていますので、助成金の活用を検討されている場合は詳細情報を確認しておきましょう。

